

## 独立行政法人国立美術館電子入札システム利用規則（入札参加者用）

令和 5 年 3 月 3 1 日

国立美術館規則第 3 2 号

### （目的）

第 1 条 独立行政法人国立美術館電子入札システム利用規則（入札参加者用）（以下「本規則」という。）は、独立行政法人国立美術館電子入札システム（入札情報公開システムを含む。以下同じ。以下「本システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （システム管理者）

第 2 条 本システムの管理者（以下「システム管理者」という。）は、本部事務局財務課長とする。

### （利用者）

第 3 条 本システムを利用して、入札に参加しようとする者（以下「利用者」という。）は、原則として物品・役務については全省庁統一資格、工事については文部科学省が指定する競争参加資格審査の認定を受け、第 9 条に規定する電子証明書を取得しなければならない。

2 利用者は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）に利用者登録の申請を行い、業者番号の交付を受けるものとする。

3 前項の規定により業者番号の交付を受けた利用者はあらかじめ本規則に同意し、本システム上で利用者登録を行うものとする。

4 利用者は、本システムの利用に伴い発生する次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

- 一 本システムの利用に必要な自己のコンピュータやネットワークの管理。
- 二 本システムを通じて送信又は受信したデータファイルの管理。
- 三 電子署名で用いる電子証明書及びその記憶媒体並びに秘密鍵の管理。
- 四 情報セキュリティに関する管理。

### （電子入札に紙入札での参加を希望する場合の取扱い）

第 4 条 本システムの対象案件においては、利用者は、電子入札で参加するものとする。ただし、電子入札での参加が困難なことにつき相当の理由がある場合は、国立美術館の契約担当役又は分任契約担当役（以下「契約担当役等」という。）に対し、紙入札での参加を申し出ることができる。

2 前項の規定により紙入札での参加を希望する場合は、利用者は入札書の提出に先立って紙入札参加希望届（様式 1）を提出しなければならない。

### （提供するサービス内容）

第5条 システム管理者は、本規則に基づき、次の各号のサービスを利用者に提供する。

- 一 申請書、入札書（見積書を含む。以下同じ。）等の提出。
- 二 入札及び開札に必要な図書の送受。
- 三 入札及び開札に関する情報の閲覧。
- 四 その他、入札及び開札に関し、システム管理者が必要と認めるもの。

（著作権）

第6条 本システムで利用者に対し提供する入札公告等のコンテンツは、国立美術館が保有しており、著作権に関する国際条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されている。ただし、本システム及び本システムが利用する電子入札コアシステムは、同システムの開発者に著作権が帰属する。

- 2 利用者は、システム管理者が利用者に提供するコンテンツを次の各号のとおり扱うものとする。
  - 一 本規則に従ってシステムを利用するためにのみ使用すること。
  - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わないこと。
  - 三 目的の内容にかかわらず、第三者に貸与、譲渡及び担保の設定をしないこと。

（利用可能な日時）

第7条 本システムの利用可能な日時は、原則として平日の8時30分から20時までとする。

- 2 本システムに関するヘルプデスクへの電話による問合せ受付日時は、原則として、平日の9時から17時（12時から13時を除く。）までとする。
- 3 本システムの保守等の必要があるときは、システム管理者は、利用者への事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止及び中断等を行うことができるものとする。

（利用可能期間）

第8条 利用者が本システムを利用できる期間は、システム管理者から業者番号の交付を受けた日から本システムに登録された電子証明書の有効期限までとする。ただし、電子証明書が有効期限までに失効した場合には、本システムを利用できる期間は失効直前までとする。

（電子証明書）

第9条 本システムで利用できる電子証明書は、電子入札コアシステム対応の認証局が発行した有効な電子証明書とする。

（入札書等の提出）

第10条 入札書、申請書及び利用者が提出する文書（以下「入札書等」という。）の受付は契約担当役等が設定した時刻に締め切り、それ以降の提出はできない。この場合において、インターネットを利用した通信の遅延等に対する時間的余裕は利用者が見込まなければならない。

- 2 提出した入札書等は、引換え、変更又は取消しができない。
- 3 入札書等に添付するファイルは、提出前にウイルスチェックを行った上、ウイルスに感染していないことを確認しなければならない。
- 4 入札書等は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付さなければならない。
- 5 本システムで提出する申請書等のファイルの作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとする。
  - ① Microsoft Word
  - ② Microsoft Excel
  - ③ PDF
- 6 入札書等が本システムにおいて指定する容量を超えた場合、超過したファイルについては紙で持参又は郵送で提出するものとする。その際の提出期限は本システムで指定する日時に必着とし、郵送による場合は簡易書留等配達記録が残る方法によらなければならない。
- 7 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度の入札書の提出日時は契約担当役等が設定するものとする。

#### (利用申請事項の変更の手続)

第11条 利用者は、利用申請時に申請した内容に変更があった場合又は利用を中止する場合には、速やかにシステム管理者に変更又は中止の手続をしなければならない。

#### (システムの利用の停止又は制限)

第12条 システム管理者は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事前に通知し、システムの利用の停止又は制限をすることができるものとする。ただし、緊急を要する場合には、利用者に事前に通知することなくシステムの利用を停止又は制限することができるものとする。

- 一 本システムを目的外で使用した場合。
- 二 本システムに対して、不正にアクセスした場合。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害した場合。
- 四 本システムに対して、ウイルスに感染したファイルを送信した場合。
- 五 虚偽の申請又は届出等を行った場合。
- 六 法令若しくは公序良俗に違反した場合又はそのおそれのある場合。
- 七 その他システムの運用に支障を及ぼした場合又はそのおそれのある場合。

#### (利用者登録の取消し)

第13条 システム管理者は、利用者に対し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事前に通知し、システムの利用者登録を取り消すことができるものとする。

- 一 前条に従って利用の停止又は制限を受けた者。
- 二 システム管理者が定める利用者としての要件を喪失した者。
- 三 その他、システム管理者が利用者登録取消しを必要と認めた者。

(提供するサービス内容の変更やサービス終了)

- 第14条 システム管理者は、本システムの運営上、その内容の変更が必要であると認めた場合は、利用者に事前の通知をすることなく変更を行えるものとする。
- 2 システム管理者は、本システム又は本システムの一部を終了することができるものとする。
  - 3 本システムを終了する場合には、システム管理者は利用者に対し、終了する3か月前までにその内容を通知するものとする。ただし、天災、事変その他不可抗力等のシステム管理者の責に帰すことのできない事由により、本システム設備の使用が不可能となり、かつ修復の見込みがない場合には、この限りではない。

(障害対応)

- 第15条 利用者は、本システムが正常に利用できないときは、利用者自身の環境による障害でないことを確認の上、システム管理者にその事実を通知するものとする。
- 2 前項の通知があったときは、システム管理者はその原因を調査し、本システムで用いられている設備等に故障があったときは、速やかに故障回復作業に努めるものとする。
  - 3 故障からの回復後、システム管理者はその旨を利用者に対し通知するものとする。
  - 4 本システムにおいて障害が発生し、障害発生時刻から障害復旧時刻の間に入札書等の受付締切日時が設定された場合には、システム管理者は障害復旧後に受付締切日時の変更について利用者に申し入れるものとする。

(非常時における利用の制限)

- 第16条 システム管理者は、本システムの接続に必要な電気通信回線設備を提供する電気通信事業者が、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本システムに係る通信の制限を行った場合は、本システムの提供を中止する措置をとることができるものとし、これに対し何らの責任も負わないものとする。

(免責事項)

- 第17条 利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延若しくは不能となる又は本システムからの情報が表示遅延若しくは表示不能となる等の場合において利用者に生じた損害についてシステム管理者は責任を負わない。
- 2 本システムの利用に当たり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続を行った上で利用

者本人と認めて取扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び電子署名を偽造、変造、盗用、不正使用又はなりすまし等で使用されたことにより生じた損害についてシステム管理者は責任を負わない。

- 3 天災、事変その他システム管理者の責に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害についてシステム管理者は責任を負わない。

#### (利用規則の変更)

第18条 国立美術館は、必要に応じて利用者への事前通知を行った上で、本規則を変更することができるものとする。また、変更後に利用者がシステムを利用した場合、利用者は、変更後の本規則に同意したものとみなす。

#### (利用者への通知方法)

第19条 利用者に対する通知は、次の各号のうちシステム管理者が適切と認める方法により行うことができるものとする。この場合における通知の完了はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 本システムの表示画面に掲載。掲載されたとき。
- 二 登録された利用者の電子メールアドレス宛てに電子メールを送信。当該電子メールアドレスのサーバーに到達したとき。
- 三 登録された利用者のファクシミリ番号あてにファクシミリを送信。当該番号あてのファクシミリ送信が終了したとき。
- 四 登録された利用者の住所宛てに郵送。関係資料を発送した日付。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本規則には、日本国法が適用されるものとする。

- 2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年3月31日から施行し、令和5年3月23日から適用する。

様式 1

## 紙入札方式参加希望届

(契約担当役等) 殿

1. 調達案件名

2. 電子入札システムで参加ができない理由

上記の調達案件は、電子入札対象案件ではありますが、当社においては上記理由により電子入札システムを利用して参加ができないため、紙入札方式で参加を希望いたします。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印